

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① 介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとする。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順（別表2を参照）に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護の適用（様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など）があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には、特別対策（低所得者利用者負担対策）としての「施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置」及び「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとする。

(2) 各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単 独	保険 +生保	生保単 独	保険 +生保 +公費	保険 +公費	生保 +公費	備考
様式第二	○	○	○	※○	※○	※○	※特別対策を含む
様式第三	○	○	○				
様式第四	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療 のみ
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第八	○	○	○				
様式第九	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原 爆被爆者の一般医療 のみ
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

(別表1)

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
訪問介護	身体介護中心の4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 例 260分 単位を省略することも可。 例 260	4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
	身体介護及び家事援助が同程度の4時間以上の場合	同上	同上
	家事援助中心の4時間以上の場合	同上	同上
訪問看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 例 6日 単位を省略することも可。 例 6	
サテライト事業所からのサービス提供(訪問介護・訪問看護・通所介護)		「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST	他の摘要記載事項と重複する場合は「/」で区切ること。 例 ST/260
居宅療養管理指導	医師及び歯科医師が行う場合	居宅訪問日数を記載すること。 例 6日 単位を省略することも可。 例 6	居宅を訪問して、居宅サービス計画策定等に必要な情報提供又は居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことが算定の要件。 (1月に1回限り)
	薬剤師が行う場合	居宅訪問日を記載すること。 例 6日, 20日 単位を省略することも可。 例 6, 20	居宅を訪問して薬学的な管理指導を行うことが算定の要件。 (1月に2回限り)
	管理栄養士が行う場合	同上	居宅を訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導を行うことが算定要件。 (1月に2回限り)
	歯科衛生士等が行う場合	同上	居宅を訪問して療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実技指導を行うことが算定要件。 (1月に4回限り)

福祉用具 貸与	福祉用具貸与	別記を参照	
	特別地域加算 を算定する場 合	特別地域加算を算定する場合福祉用 具貸与を開始した日付を記載すること。 例 6日 単位を省略することも可。 例 6	
介護福祉 施設サー ビス	退所前後訪問 相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	退所後生活する家庭あるい は他の社会福祉施設等を訪問 し、必要な相談援助を行うこと が算定の要件。 (入所中1回又は2回、退所後 1回限り)
	介護保健 施設サー ビス	退所前後訪問 指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20
介護療養 施設サー ビス	老人訪問看護 指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する こと。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーション に対して、訪問看護指示書を交 付することが算定要件。 (退所する者1人につき1回 限り)
	退院前後訪問 指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	退院後生活する家庭を訪問 し、療養上の指導を行うことが 算定の要件。 (入院中1回又は2回、退院後 1回限り)
	老人訪問看護 指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する こと。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーション に対して、訪問看護指示書を交 付することが算定要件。 (退院する者1人につき1回 限り)

(別表2)

保険優先公費の一覧(適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、及び介護療養施設サービス(食費を除く)
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険を優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先、残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について(平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

8	特別対策 (低所得者対策等)	低所得者の 利用者負担 の経過措置	56	受給者 証	97	介護保険 を優先し の残り 7%を公 費で負担 する	訪問介護
		障害者施策 利用者への 支援措置	57				
9	生活保護法の 「介護扶助」	介護保険 の給付対 象サービ ス	12	介護券	100	介護保険 優先 利用者本 人負担額 がある	介護保険の給付対象と同様

あ行	あ い う え お A I U E O	や行	や い ゆ え よ YA I YU E YO
か行	か き く け こ KA KI KU KE KO	ら行	ら り る れ ろ RA RI RU RE RO
	きゃ きゅ きょ KYA KYU KYO		りゃ りゅ りょ RYA RYU RYO
さ行	さ し す せ そ SA SHI SU SE SO	わ行	わ ゐ う ゑ を WA I U E O
	しゃ しゅ しょ SHA SHU SHO	ん	ん N(M)
た行	た ち つ て と TA CHI TSU TE TO	が行	が ぎ ぐ げ ご GA GI GU GE GO
	ちゃ ちゅ ちょ CHA CHU CHO		ぎゃ ぎゅ ぎょ GYA GYU GYO
な行	な に ぬ ね の NA NI NU NE NO	ざ行	ざ じ ず ぜ ぞ ZA JI ZU ZE ZO
	にゃ にゅ によ NYA NYU NYO		じゃ じゅ じょ JA JU JO
は行	は ひ ふ へ ほ HA HI FU HE HO	だ行	だ ち づ で ど DA JI ZU DE DO
	ひゃ ひゅ ひょ HYA HYU HYO	ば行	ば び ぶ べ ぼ BA BI BU BE BO
ま行	ま み む め も MA MI MU ME MO		びゃ びゅ びょ BYA BYU BYO
	みゃ みゅ みょ MYA MYU MYO	ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ PA PI PU PE PO	
			ぴゃ ぴゅ ぴょ PYA PYU PYO

1 撥音 ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。

NAMBA難波(なんば) HOMMA本間(ほんま) SAMPEI三瓶(さんぺい)

2 促音 子音を重ねて示す。

HATTORI服部(はっとり) KIKKAWA吉川(きっかわ)

ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、その前にTを加える。

HOTCHI発地(ほっち) HATCHO(はっちょう)

様式第一（附則第二条関係）

平成		年		月分
----	--	---	--	----

介護給付費請求書

保 險 者

（別記）殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号											
請求 事業所	名称										
	〒										
	所在地										
	連絡先										

保険請求

区分	サービス費用						食事提供費用					
	件数	単位数・ 点数	費用合計	保険 請求額	公費 請求額	利用者 負担	件数	延べ 日数	金額	標準 負担額	公費 請求額	保険 請求額
居宅サービス・ 施設サービス												
居宅介護支援												
合計												

公費請求

区分	サービス費用				食事提供費用						
	件数	単位数・ 点数	費用合計	公費 請求額	件数	延べ 日数	金額	標準 負担額	公費 請求額	保険 請求額	
12	生保 居宅サービス・ 施設サービス										
	生保 居宅介護支援										
10	結 34										
11	結 35										
21	精 32										
15	身障 更生										
19	原爆 一般										
51	特定疾患										
	合計										

備考 この用紙は、A列4番とすること。

